



第84回

債権保全・回収 (6)

前回に続き、約定担保の実行方法について説明します。

③ 所有権留保

所有権留保とは、債権保全・回収(3)で説明したとおり、売主が売買代金の支払を受けるまで、売買の目的物の所有権を留保する、つまり売主に所有権を残すという担保です。

所有権留保の実行方法としては、第三者への売却によりその代金を債権に充当することになります。

そのためには、まず目的物が債務者の手元にあるか確認し、引揚げをすることが必要ですが、引揚げをする際、債務者の了承を得なければなりません。債権者に所有権が残っていると、無断で引揚げを行うと窃盗罪に当たるとおそれがあります。

目的物がすでに転売され、債務者の手元を離れた場合、債権者の所有権留保が消滅し、担保権を実行することができなくなります。したがって、転売が予想される場合は民事保全手続により転売を阻止する必要があります。また、債務者が引揚げを了承しない場合も民事保全手続を利用することができます。

引揚げ後、第三者へ売却処分する際は、適正な価格で売却し、債権額を上回る部分は、債務者へ返還する必要があります(清算義務)。

④ 譲渡担保
譲渡担保とは、債権担保のため債務者所有の物を債務者の手元に置いたまま、その所有権を表面上債権者に移転し、債務者が支払をしないときは債権者がその物を売却処分して債権回収に充当するという担保です。

譲渡担保は、裁判所の競売手続等によらず、私的に実行することができず、債務者が支払をせず、債権者が譲渡担保を実行する場合、まず債務者に対し、譲渡担保を実行することを通知します。そして、譲渡担保の実行方法として、帰属清算型と処分清算型があります。

帰属清算型は、債権者が目的物の所有権を確定的に取得し、債務者から引渡しを受け、名実とも所有者になる方法です。ただし、目的物の価値が債権額を上回る場合、その差額は債務者に返還する必要があります。

処分清算型は、債権者が目的物を売却処分し、その代金から債権を回収する方法です。処分清算型でも処分代金が債権額を上回る場合、やはり差額を債務者に返還しなければなりません。

最後に、担保ではないものの実質的に担保と同様に優先弁済を受ける方法として、相殺について説明します。

相殺は、当事者双方が相対立する同種の債権を有し、双方の債権が弁済期にあるとき、一方当事者の意思表示によりすることができず、通常、相殺は弁済のためお互いに金銭を支払いあうという二重決済を省く方法として機能しますが、相手方(債務者)が弁

済するだけの金銭を有していない場合は、債権者は相殺により自分の債務を消滅させることで、弁済を受けたのと同じ効果を得ることができ、債権回収の方法として機能します。

もっとも、相殺は債権者が債務者に対して反対債務を負っていない限り行使することができません。そこで、ある程度取引を継続することが予定されているような場合には、あらかじめ保証金を預かっておき、債務者の弁済が滞ったときに保証金返還債務と自己の債権を相殺するという方法も考えられます。



田中伸山
山下江法律事務所、副所長・弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害(損害賠償請求)。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務＝顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など

企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyos.com>

山下江 検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！

◆債務整理、交通事故：着手金¥0-



H28.12 撮影

予約電話受付
平日 9～19時
土曜 10～17時



相談予約専用
フリーダイヤル
なやみよまるく
0120-7834-09